

# 中央区特別区税条例等の一部改正(専決処分)について

☞ 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分によって中央区特別区税条例（昭和39年10月中央区条例第50号）等を改正した。

## 概要

### 1 改正内容

#### (1) 軽自動車税の環境性能割の廃止

令和7年度末をもって、車両の取得価額に対して環境性能に応じた税率を課す環境性能割を廃止するとともに、軽自動車税の種別割を軽自動車税に変更する。

#### (2) 軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の延長

新規取得した排出ガス性能等が優れた電気軽自動車等における、翌年度の税率を概ね75%軽減する経過措置の適用期限を令和9年度まで（現行 令和7年度まで）延長する。

※適用期限内に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について経過措置を適用する。

#### (3) 住宅借入金等特別税額控除における控除上限額の算定方法の変更 ※太字部分が追加箇所

以下の①・②のうちいずれか低い金額

① [所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 480,000円)] × 5%

※ 0円未満の場合は0円とする

② 97,500円

※当該控除の対象者は令和7年12月以前に居住の用に供した者に限る。

### 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項

### 3 施行期日

令和8年4月1日